

施策名【障がい者福祉】

章	節	施策	主要施策コード	事務事業コード	事業数	事務事業	管理办法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	2.地域で支え合う社会福祉の充実	3.障がい者福祉	(1)障がい福祉サービスの充実	4231-1	1	障害区分認定事業	簡易			福祉課	療育支援係	
				4231-2	2	障がい者地域生活支援事業	通常	1	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金(免許取得費助成)	福祉課	障害福祉係	
								2	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金(改造助成)	福祉課	障害福祉係	
								3	重度障害者介護給付費助成金	福祉課	障害福祉係	
				4231-3	3	障害者自立支援給付事業	簡易			福祉課	障害福祉係	
				4231-4	4	特別障害者手当等給付事業	簡易			福祉課	療育支援係	
				4231-5	5	障がい者社会参加促進事業	通常			福祉課	療育支援係	
				4231-6	6	臼田学園管理運営事業	通常			臼田学園	総務係	
				4231-7	7	臼田福祉関係窓口事業	簡易			臼田支所	高齢者児童福祉係	
				4231-8	8	浅科福祉関係窓口事業	簡易			浅科支所	高齢者児童福祉係	
				4231-9	9	望月福祉関係窓口事業	簡易			望月支所	高齢者児童福祉係	
				4231-10	10	指定特定相談支援事業者指定事業	簡易			福祉課	障害福祉係	
				4231-11	11	障がい者虐待防止対策支援事業	通常			福祉課	療育支援係	
			(2)障がい児及び発達に課題がある児童などに対する支援	4232-1	12	心身障がい児支援事業	通常			福祉課	療育支援係	
				4232-2	13	療育支援センター管理運営事業	通常			福祉課	療育支援係	
			(3)障がい者施設の充実									4232-2で実施
			(4)障がい者の社会参加の支援	4234-1	14	障がい者福祉事業(障がい者歯科検診・在宅障がい者歯科往診・口腔衛生指導の業務を除く)	通常	4	身体障害者福祉協会運営費補助金	福祉課	障害福祉係	
								5	手をつなぐ育成会補助金	福祉課	障害福祉係	
								6	障害者にやさしい住宅改良事業補助金	福祉課	障害福祉係	
								7	通所通園費補助金	福祉課	障害福祉係	
								8	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金	福祉課	障害福祉係	
								9	障害児通園施設利用児療育支援事業補助金	福祉課	障害福祉係	
								10	障害者等余暇活動支援事業補助金	福祉課	障害福祉係	

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金(免許取得費助成)		
事務事業名称	障がい者地域生活支援事業	事務事業コード	4231-2
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	法令種別	要綱
始期	平成 19 年度 (経過年数 16 年)	終期設定 ((有)・無)	終期 令和 9 年度
目的	身体障がい者の社会復帰を促進し、その自立更生に資することを目的とする。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費：自動車教習所において第1種自動車運転免許取得に要する経費(入学金・教習料等) 補助率：対象経費の3分の2位内。ただし上限10万円 対象者：①市内に居住②免許取得で社会参加が見込まれる③身体障害者手帳1級から4級に該当する④道路交通法第88条の欠格事項非該当かつ道路交通法施行規則第23条の適性試験の合格基準を満たす者⑤前年の所得税課税所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない ①～⑤いずれにも該当する身体障害者		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人		
指標設定	名称(個人は除く)	-	
	設定の考え方	補助金の交付により、自動車運転免許を取得した件数を目標値として設定する。	目標値 1件
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		0 件	0 件	-
決算額(予算額)		0 円	0 円	100,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	100,000 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	-
	達成率	0 %	0 %	-
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数のない年はあるが、常にニーズがあるため、行政目的を達成するための手段として妥当である。
	有効性	○		・自動車運転免許取得の支援することで、障がい者の社会復帰、自立更生に寄与しており、一定の効果が認められる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目標達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期到来までにニーズ調査を行うなど、よりよい成果が得られるよう制度について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧: R1年度実績で費用額250,000円に対し、交付額100,000円で費用額の1/2以下であった。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金(改造助成)		
事務事業名称	障がい者地域生活支援事業	事務事業コード	4231-2
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱	法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有)・無)
目的	身体障害者の社会参加の促進を図るため、その所有する自動車の改造に要する経費を補助する		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹)所持者で、自ら所有し運転する自動車の操作装置等を改造する経費。補助率10分の10ただし上限1人当たり10万円以内。対象者:①身体障害者福祉法に規定する上肢、下肢、体幹の機能障害の手帳を有する②前年の所得税課税所得金額が補助金を交付する月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 ①、②いづれにも該当する者		
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く) -		
指標設定	設定の考え方	補助金の交付により自動車改良を行った件数を目標値として設定する。	目標値 4件
	指標が数値でない場合の評価方法	-	

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	0 件	6 件	
決算額(予算額)	0 円	600,000 円	500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	600,000 円
指標	目標値 (単位)	4 件	4 件
	実績値 (単位)	0 件	6 件
	達成率	0 %	150 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数から、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・自動車改造の支援をすることで、障がい者の社会復帰、自立更生に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方針(Action)

今後の方針	現行どおり
今後の取組方針	・行政目標達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期到来までにニーズ調査を行うなど、よりよい成果が得られるよう制度について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
(8)：(平成10年7月24日障第435号)各都道府県知事あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知による「市町村障害者社会参加促進事業」において、一律に助成額が決められていた。その後障害者自立支援法施行により、市町村任意事業となり地域の特性に応じた事業展開が可能となつたが、旧事業の基準を継続しているため。		

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	重度障害者介護給付費助成金		
事務事業名称	障がい者地域生活支援事業	事務事業コード	4231-2
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当生活介護等に係る介護給付費助成金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 19 年度 (経過年数 16 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	介護保険法による指定通所介護事業所を利用する重度の障がい者に、障害者総合支援法による基準該当生活介護等を提供することにより、障害者福祉の向上を図る			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:市内の介護保険通所事業所であって障害福祉サービスの基準該当生活介護として登録してある事業所において障害支援区分6に該当する重度障がい者にサービスを提供した場合の差額介護報酬、補助率:介護保険報酬から障害福祉サービスの報酬を控除した額の80%に相当する額(100円未満切り捨て)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	社会福祉法人望月悠玄福祉会		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法			補助対象事業があつた場合に、当該年度において補助金を交付する。

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		466,300 円	426,500 円	1,100,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	466,300 円	426,500 円	1,100,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	望月地区の重度障がい者が通所介護事業所に受入れされた。	望月地区の重度障がい者が通所介護事業所に受入れされた。	補助対象者があつた場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・障害福祉サービス事業所は数が限られ、特に山間部等は選択肢が少ない。本助成金があることで、介護保険法上の通所介護事業所で障がい者の受け入れが促進され、目的を達成するための手段として妥当である。 ・重度の障がい者の福祉向上に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目標を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤効果検証や見直しの機会とするための期限を設ける必要性を考慮していなかった。
今後、期限を設定し、効果検証や見直しを行う。

⑧障がい者が自宅の近くに利用できる生活介護事業所が無い場合、介護保険法による指定通所介護事業所で基準該当生活介護等を提供することができる。ただし、基準該当で障がい者を受入れた場合、介護保険との報酬額が大きく異なり、受入れ事業所の負担となることから、重度(障害認定区分6)の方に限りその差額を補助することで、当該障がい者に必要なサービスを給付することができ、障がい者福祉の向上が図られるため。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	身体障害者福祉協会運営補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市社会福祉団体補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 12 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 8 年度
目的	社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体に、予算の範囲内で補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:団体の運営に要する経費で、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費を除く。自主財源の増加に伴い、令和3年度より補助額(定額)を315,000円から300,000円へ減額。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	佐久市身体障害者福祉協会		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	障がい者の社会参加の推進、障がい者に関する福祉の向上に寄与している。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		300,000 円	300,000 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	300,000 円	300,000 円	300,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		身体障がい者を対象に、スポーツ大会、パソコン教室、余暇活動等を行い障がい者の社会参加を促し、県社会福祉大会などに参加し障がい者福祉の向上に努めた。	身体障がい者を対象に、スポーツ大会、パソコン教室、余暇活動等を行い障がい者の社会参加を促し、県社会福祉大会などに参加し障がい者福祉の向上に努めた。	身体障がい者を対象に、スポーツ大会、パソコン教室、余暇活動等を行い障がい者の社会参加を促し、県社会福祉大会などに参加し障がい者福祉の向上に努める。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	指標の達成度から、障がい者の社会参加の推進、障がい者福祉の向上に寄与している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	当団体は、障がい者の社会参加の増進や福祉の向上が図られることから、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	手をつなぐ育成会補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金			
根拠法令等名称	佐久市社会福祉団体補助金交付要綱			法令種別	要綱	
始期	平成 23 年度 (経過年数 12 年)		終期設定 ((有)・無)	終期	令和 8 年度	
目的	社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体に、予算の範囲内で補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:団体の運営に要する経費で、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費は除く。 補助額:90,000円(定額)					
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)					
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人					
名称(個人は除く)		佐久市手をつなぐ育成会(知的障がい者親の会)				
指標設定	設定の考え方		-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法		知的障がい者の生活環境の充実、仲間意識の向上、知的障がい者に関する知識の向上に寄与している。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		90,000 円	90,000 円	90,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	90,000 円	90,000 円	90,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		岩村田共同作業センターの管理運営、佐久スポーツ大会への参加、育成キャンプの実施等を通じて知的障がい者の生活環境の充実等が図られた	岩村田共同作業センターの管理運営、佐久スポーツ大会への参加、育成キャンプの実施等を通じて知的障がい者の生活環境の充実等が図られた	岩村田共同作業センターの管理運営、佐久スポーツ大会への参加、育成キャンプの実施等を通じて知的障がい者の生活環境の充実等を図る

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	指標の達成度から、知的障がい者の生活環境の充実、仲間意識の向上に寄与している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	当団体は知的障がい者の生活環境の充実、仲間意識の向上等するため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	障害者にやさしい住宅改良事業補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度	
目的	身体障がい者のための住宅改良事業を行う者に、その要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより身体障がい者の福祉を増進する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:65歳未満の身体障がい者が常時使用する居室・浴室・便所等の改良に要する経費(上限70万円)、補助率:補助対象経費から自己負担額(補助対象経費の10分の1(千円未満切り上げ)を控除した額 県補助率1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
指標設定	設定の考え方	補助金の交付により、住宅改良を行った件数を目標値として設定する。	目標値	4件	
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		4 件	5 件	
決算額(予算額)		2,397,271 円	2,985,000 円	2,520,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	1,197,000 円	1,492,000 円	1,260,000 円
	一般財源	1,200,271 円	1,493,000 円	1,260,000 円
指標	目標値 (単位)	4 件	4 件	4 件
	実績値 (単位)	4 件	5 件	
	達成率	100 %	125 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数から、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・身体障がい者の住宅改良を支援することで、身体障がい者の福祉向上に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	身体障がい者の福祉増進を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	通所通園費補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市心身障害児(者)通所通園費等推進事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 23 年度 (経過年数 12 年)		終期設定 (有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>)	終期	令和 年度
目的	障害者福祉の向上を図るため、心身障がい児通園施設等の通園に要する経費及び、施設入所児(者)の帰省等に要する経費に対し補助金を交付する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①通園費補助 補助対象経費:障がい児通園施設利用時の交通費(公共交通機関交通費またはガソリン代)、補助率:1か月2,000円を超える部分で2分の1以内 ②有料道路通行料補助 補助対象経費:県内の心身障がい児(者)施設に入所している者の帰省または介護者の面会時の有料道路交通料(面会は児のみ)、補助率:2分の1内で年間4万円以内 県補助率1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象者があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		2 件	0 件	
決算額(予算額)		21,420 円	0 円	141,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	10,000 円	0 円	70,000 円
	一般財源	11,420 円	0 円	71,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	障がい児通園施設への通所及び施設入所児(者)の帰省のために寄与している。	障がい児通園施設への通所及び施設入所児(者)の帰省のために寄与している。	補助対象者があった場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	行政目的を達成するための手段として、妥当である。
	有効性	○		障がい児通園施設への通所及び施設入所児(者)の帰省のために寄与しており、一定の効果が認められる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 11 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度	
目的	身体障害者手帳交付対象にならない軽度・中等度難聴児の聴力の向上、言語発達の支援等を図るため、補聴器購入又は修理に係る費用を交付する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費：補聴器購入・修理にかかる経費、補助率：補聴器購入額(基準額あり)の3分の2(千円未満切り捨て) 対象者：①両耳の聴力レベルがそれぞれ70db未満で、身体障害者手帳交付対象外②県内に所在する精密聴力検査機関の専門医から補聴器の装用が必要であると診断を受けている③障害者総合支援法第76条第1項但し書きに規定する補器具の支給対象外とされる世帯に属していない ①～③いづれにも該当する18歳未満の児童 県補助率1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	補助金の交付により、補聴器の購入・修理を行った件数を目標値として設定する。	目標値	2件	
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		1 件	3 件	-
決算額(予算額)		70,000 円	212,000 円	568,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	35,000 円	106,000 円	284,000 円
	一般財源	35,000 円	106,000 円	284,000 円
指標	目標値 (単位)	2 件	2 件	2 件
	実績値 (単位)	1 件	3 件	-
	達成率	50 %	150 %	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数の少ない年はあるが、常にニーズがあるため、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・軽度・中等度難聴児の補聴器購入等を支援することで、聴力の向上、言語習得等に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・軽度・中等度難聴児の聴力の向上、言語の習得及び周囲とのコミュニケーションの円滑化を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	障害児通園施設利用児療育支援事業補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市障害児通園施設利用児療育支援事業実施要綱		法令種別	要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 11 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度
目的	障害児通園施設を利用する障害児に係る利用者負担の軽減対象になる世帯に対して補助金を交付するに当たり、障害児の保護者から委任を受けた通園施設の長へ当該補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通園施設に通う児童が、世帯の兄弟姉妹のうち、2番目に年齢の高い者である場合の通園施設の利用者負担金(軽減率50%)。3番目以降の年齢の高い者である場合の通園施設の利用者負担金(軽減率10%)。県補助率 1/2(軽減率50%分のみ) 第3子以降の100%軽減は市単			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	児童発達支援サービス事業所		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法			補助対象者があった場合に、当該年度において補助金を交付する。

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	83,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	41,000 円
	一般財源	0 円	0 円	42,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	児童発達支援サービス事業所へ通所者の負担軽減に寄与している。	児童発達支援サービス事業所へ通所者の負担軽減に寄与している。	補助対象者があった場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・3歳以上児のサービス利用費無償化により対象者が減っているが、行政目的を達成するための手段として妥当である。
	有効性	○		・障害児通園施設を利用する障害児に係る利用者負担の軽減により、障がい者の福祉向上に寄与しており、一定の効果が認められる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。ただし、3歳以上児のサービス利用費無償化により対象者が減っており見直しの必要がある。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	障害者等余暇活動支援事業補助金		
事務事業名称	障がい者福祉事業	事務事業コード	4234-1
所 管	福祉 部 福祉 課 障害福祉 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市障害者等余暇活動支援事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 11 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度	
目的	特定非営利活動法人等が実施する相談支援事業及び重度障害者の外出を支援する事業に要する経費に体し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、障がい者等の余暇の充実及び社会参加の促進をする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①スポーツ、レクリエーション、趣味の活動等の余暇活動の場の提供、情報提供、相談支援 補助率:1/2以内 ただし、30万円を限度 ②重度障がい者等の旅行等余暇活動の場の提供 補助率:1/2以内 ただし、20万円を限度 県補助率1/2				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
	名称(個人は除く)	身体障害者福祉協会、社会福祉協議会(過去の実績より)			
指標設定	設定の考え方	-			目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	補助対象となる事業がなかった。	補助対象となる事業がなかった。	補助対象事業があつた場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	-	左記の理由、課題等	・H26年度から実績はないが、(第二次障がい者プラン)に基づき、障がい者の社会参加の促進等を図る必要がある。
	有効性	-		・障がい者の社会参加の促進等を図ることにより、障がい者福祉の向上に寄与することから、一定の効果があると考えられる。

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】